

包括同意・個別同意について

(平成23年10月1日付 改正事項)

国交省規則 第十条の二の二

- 一 号 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地进行を有すること。 {包括同意}
- 二 号 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接すること。 {包括同意}
- 三 号 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。

《上記三号 内容の具体化》

佐世保市許可基準 第5条第2項（道の取扱）

- 一 号 里道等、又は2戸以上の立ち並びのある通路で、その中心線から2m後退又は1.35m後退し建築をするもの。 {包括同意}
- 二 号 有効幅員0.9m以上の生活用通路が確保され、延焼のおそれを含まないもの。 {包括同意}
- 三 号 有効幅員1.8m以上の生活用通路が確保され、指定された容積率以下のもの。 {包括同意}
- 四 号 【旧許可基準で許可済みの建築物】有効幅員0.9m以上の生活用通路が確保され、建物の周囲に0.9m以上の避難通路が確保されているもので外壁及び軒裏を防火構造にしたもの。 {包括同意}
- 五 号 道路と敷地の間に河川法による河川等があり、継続的に使用できる橋梁等かけたもので、占用許可を受け、2m以上接道しているもの。 {包括同意}
- 六 号 上記以外で特定行政庁が真にやむを得ないと認めるもの。 {個別同意}

注意:簡易的な説明のため、詳細については各基準を確認してください。